

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国においては、少子高齢化が、ますます進行し、近い将来3人に1人が高齢者という時代の到来が予測されています。

中津川市における平成14年の合計特殊出生率は旧中津川市1.67、恵北地区1.54であり、全国平均(1.32)や岐阜県平均(1.38)を上回っています。また、世帯構成は、県平均に比べて三世帯世帯が多く、世代間の手助けが受けやすい環境にあります。

しかしながら、少子高齢化の進行は例外ではなく、平成11年4月に「中津川市児童健全育成計画」を作成し、保育、障害児、保育所、児童館、放課後児童健全育成、母子保健に関する基本計画を掲げ、目標年度までの整備計画を定めてきました。

また、平成14年3月に「中津川市母子保健計画・健やか親子21」を策定し、子育て支援、母子の健全育成に努めてきました。

国では、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました。

次世代育成支援対策推進法においては、「保護者が、子育てについて第一義的な責任を有するという基本認識のもとに、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮して行う」という基本理念が制定されています。また、「児童福祉法の一部を改正する法律」によって、地域における子育て支援事業を、市町村の責務として推進していくことが明確になりました。

こうした、経緯を踏まえ、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援するために、「中津川市次世代育成支援対策行動計画」を策定することとします。